法第43条第2項第二号による許可申請（個別）の流れ

敷地と建築基準法上の道路が接していない

↓

開発道路・位置指定道路等は入れられるか

未検討 →

東京都開発指導一課にて計画道路が開発に該当するか相談

（該当する → 東京都と協議
該当しない → 日野市と協議）

NO　検討済で不可能の場合

↓

道路相談表の提出

・別紙「道路に関する相談表」参照

← 相談の結果、道路を入れることが不可能だった場合

↓

許可申請可能か判断

・計画建物及び敷地等を勘案して個別に条件の設定を行います

・原則、確認済証が交付されている建物の建替えにおける救済措置になります

（許可申請可能となった場合でも、審査会で不同意になると許可となりませんのでご注意ください。）

↓ 許可申請可能だった場合

法第43条第2項第二号による許可申請

・別紙「建築基準法第43条第2項第二号許可（個別）必要図書」、「開催予定表」参照

↓

訂正済図書及び審査会資料15部提出

・資料の作成が期日までの間に合わない場合には次回以降の審査会に上程となります

・A3用紙に関しては、Z折りにてA4サイズとしてください

↓ 1週間

建築審査会

↓ 1週間程度

消防同意

↓ 1週間程度

許可